

中核機関の活動状況について

機能	業務	7年度目標	7年度実績	課題	8年度目標
定例打ち合わせ(月1回)					
広報機能	市民・行政機関・関係機関に対して対象に応じた内容による啓発を行う	①制度や相談窓口の周知 (紙面・ホームページ掲載) ②相談時の制度周知 ③講師派遣 ④成年後見セミナーの開催 ⑤金融機関向けアンケート実施 ⑥パンフレットの作成 ⑦出前講座の内容検討	①市報(11月号)での周知 ②随時実施 ③かたるんカフェ(8月21日) 村上・岩船地域自立支援協議会相談支援部会 (11月19日) ④令和8年3月12日開催		①制度や相談窓口の周知 (紙面・ホームページ掲載) ②相談時の制度周知 ③講師派遣 ④金融機関向けアンケート実施にむけ検討 ⑤パンフレットの作成 ⑥出前講座の内容検討
相談機能	①電話及び窓口における制度利用等の相談に対してアセスメントを行い必要に応じて専門職の協力を得る。またケース会議を開催し制度利用の必要及び緊急性の判断を行う。相談者の状況により類型の判断を行い申立て支援や専門機関での支援に適切につなぐこと。 ②アウトリーチの実施。訪問対応や会議等に出席し協力や助言を行う。	①弁護士相談の活用 ②随時相談実施 ③成年後見制度勉強会(市・社協) ④中核機関内勉強会(定例打合せ)	①弁護士相談(福祉相談事業)の活用 4件 ②相談件数34件(詳細は【資料3-1】) ③今年度は実施しない ④定例打合せで相談ケースの支援内容を共有することで対応について学ぶ	※相談場所が複数あるため、市民の方がわかりにくいのではないかという意見もある。	①弁護士相談の活用 ②随時相談実施 ③中核機関内勉強会(定例打合せ)
利用促進機能	①申立て支援業務 1 親族申立ての支援※専門職代行とならないよう注意 2 市長申立てに係る支援 3 受理面接の同行・調査官調査の立ち合い ②受任者調整業務 ③市民後見人育成業務 ④関係機関等連携調整業務(日自・関係課) ⑤関係機関等の意見交換会等の実施(課題の把握に努める)	①申立て支援の実施(本人・親族) ②市長申立て要否検討会の開催 ③受任調整会議の開催 ④市民後見人育成 ⑤バックアップ体制を整備し市民後見人の誕生を目指す(成年後見制度体制整備支援アドバイザー派遣事業) ⑥関係機関等連携調整業務、関係機関等の意見交換会等の検討(※)	①申立て支援の実施(随時) ②市長申立て要否検討会の開催(4回) 4/2、6/2、10/31、11/10 各1件 ③開催回数 3回 検討件数11件(詳細は【資料3-2】) ④フォローアップ講座の開催 2回(詳細は【資料3-2】) ⑤・市民後見人の誕生(令和7年12月審判) 監督人:村上市社会福祉協議会 (成年後見制度体制整備支援アドバイザー派遣事業利用) ・中核機関の委託について検討	既存の取り組みをもつて中核機関を設置としたため、職員も他業務と兼務で対応が十分に出来ていない。	①申立て支援の実施(本人・親族) ②市長申立て要否検討会の開催 ③受任調整会議の開催 ④市民後見人養成 ⑤市民後見人育成 ⑥バックアップ体制の次年度事業化
後見人支援機能	①ケース会議の実施 ②成年後見人等に対する総合相談	①市長申立てケースから先に進捗状況の確認(定期) ②福祉相談事業の活用と周知(後見人等) ③家庭裁判所へ協議会のオブザーバー参加依頼 ④後見人等からの相談対応 ⑤市民後見人のバックアップ体制の検討 ⑥中核機関内勉強会(定例打合せ) ⑦中核機関について後見人へ周知	①後見人に進捗状況を口頭で確認(不定期) ②後見人等からの相談 1件 ③協議会へ参加 ④1件(社会福祉協議会で実施) ⑤利用促進機能⑤に記載のとおり ⑥相談機能④に記載のとおり	・中核機関を設置したことを後見人(専門職・親族)に周知できてない。 ・親族後見人から相談がきても、中核機関(社協)も他業務と兼務のため対応が大変である。	①市長申立てケースから先に進捗状況の確認(定期) ②福祉相談事業の活用と周知(後見人等) ③家庭裁判所へ協議会のオブザーバー参加依頼 ④後見人等からの相談対応 ⑤市民後見人のバックアップ体制の検討 ⑥中核機関内勉強会(定例打合せ) ⑦中核機関について後見人へ周知